公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６０号
千葉県旭市鎌数9369番地３　マサキハイツＡ―103号
債務者　武藤　弘子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３７８号
山梨県南アルプス市上宮地324番地１
債務者　河西　　梓
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目289番地１ラ・ペア幸水303号室
債務者　藤田　里絵
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４２０号
岐阜市河渡1513番地１、住民票上の住所岐阜市河渡1513番地２
債務者　水谷　政行
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４６８号
新潟市中央区新島町通２ノ町1996番地　新島ホンダビル404号、前住所新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代東棟304号
債務者　本間　重信
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
長野県須坂市明徳22番地の８
債務者　妻鹿　　貴
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
岐阜県可児市土田5004番地　サンサン大池103、前住所岐阜県可児市今渡1981番地１メイクス１Ｅ
債務者　織本　康志
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２２０４号
愛知県尾張旭市新居町上の田39番地　パルハウス101号
債務者　伊藤　尚夫
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８３５号
大阪市平野区瓜破東２丁目10番32号　アペックス平野401
債務者　小林　勝美
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８５号
大阪府豊中市蛍池西町２―11―22　クレール豊中206、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮１丁目３番33号
債務者　中村　昌信
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７６号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目24番１―204号
債務者　中村　政和
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４２８号
大阪府高槻市山手町１丁目９番34号
債務者　荒木　玉江
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７９号
大阪府門真市寿町８番14号
債務者　西川千代子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９９号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目11番８号　ＭＳコート稲田101号
債務者　古賀安希子（旧姓服部・工藤・山中）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７２８号
大阪市西区九条南３丁目30番10―415号
債務者　酒井　知子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４７号
大阪市淀川区野中南２丁目６番２号　十三文化Ｎ－５号
債務者　川野由美子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部